

業務センターへの郵送等に関するお願い

東京国税局では、「内部事務のセンター化^(※)」を実施しており、令和8年7月10日以降は、全ての税務署が対象となるほか、業務センターの名称を変更（統一）することとしております（別紙「令和8年7月10日からの業務センターの名称変更及び内部事務のセンター化の対象署一覧」のとおり。）。

内部事務のセンター化実施に伴い、次の事項について、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

- 税務署に、申告書、申請書及び添付書類等を提出する際は、以下のとおり御対応いただきますようお願いいたします。
 - e-Tax（データ）により提出する場合は、従来どおり所轄税務署への送信をお願いいたします。
 - 書面により提出する場合は、別紙「令和8年7月10日からの業務センターの名称変更及び内部事務のセンター化の対象署一覧」の対象署に対応する業務センターへの郵送をお願いいたします。

- 書面の申告書、申請書及び添付書類等を、業務センターへ直接持ち込むことはできません。

- 業務センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するために電話や文書によりお問い合わせさせていただくことがございます。

- 電話による税務相談や申告書・申請書等の用紙の送付は、業務センターでは行っておりません。

- 納税証明書の交付、面接による相談、現金による国税の納付などの窓口対応は、従来どおり所轄税務署で行います。

(※) 「内部事務のセンター化」とは、事務の効率化等のため、複数の税務署の内部事務（申告書等の入力や審査、還付金の支払手続、申告内容についての照会文書の発送など）を、専担部署（業務センター）で集約処理する取組です。

○令和8年7月10日か5の業務センターの名称変更及び内部事務のセンター化の対象一覧

都道府県	業務センターの現名称 (令和8年4月現在)	業務センターの新名称 (令和8年7月10日以降)	業務で申告書等を提出する場合は申込先住所 ※上野駅北口地区は、令和8年7月10日現在の住所で申込先住所を記載し、同月10日以降 の申告書提出は、同月7月10日現在の住所で申込先住所を記載し、	令和8年4月現在	内部事務のセンター化の対象
東京都	東京国税局業務センター	東京国税局 東京上野業務センター	〒110-8655 台東区池之端1丁目2番22号 上野合同庁舎 東京国税局業務センター	小石川、本郷、東京上野、浅草 本所、向島、江戸川北、江戸川南	小石川、本郷、東京上野、浅草、本所 向島、江東區、江東區、江戸川北、江戸川南
	東京国税局業務センター 江東分室	東京国税局 江東上野業務センター(組合)	令和8年7月10日、東京国税局東京上野業務センターに組合を移行し、同 日以降の申告書は、東京国税局東京上野業務センターに提出する。 〒1136-8506 江東區豊下2丁目17番8号 東京国税局業務センター-江東分室	江東區、江東區	-
	東京国税局業務センター 大手町分室	東京国税局 大手町業務センター	〒100-8156 千代田区大手町1丁目3番3号 大手町合同庁舎3号館 東京国税局業務センター-大手町分室	麹町、神田、日本橋、京橋、芝、麻布、四谷、新宿、大塚 池袋、目黒、大塚、池袋、浦田、世田谷、北原、玉川、渋谷、中野 杉並、板橋、豊島、王子、板橋、練馬區、練馬區、立川、葛城山	麹町、神田、日本橋、京橋、芝、麻布、四谷、新宿、大塚 池袋、目黒、大塚、池袋、浦田、世田谷、北原、玉川、渋谷、中野 杉並、板橋、豊島、王子、板橋、練馬區、練馬區、立川、葛城山
	東京国税局業務センター 渋谷分室	東京国税局 大手町業務センター(組合)	令和8年7月10日、東京国税局大手町業務センターに組合を移行し、同 日以降の申告書は、東京国税局大手町業務センターに提出する。 〒150-8060 渋谷区千代田1番10号 渋谷地方合同庁舎 東京国税局業務センター-渋谷分室	渋谷	-
東京都	東京国税局業務センター 葛飾分室	東京国税局 葛飾業務センター	〒124-8705 葛飾区立石6丁目31番6号 東京国税局業務センター-葛飾分室	荒川、足立、西新井、葛飾	荒川、足立、西新井、葛飾
	東京国税局業務センター 武蔵府中分室	東京国税局 武蔵府中業務センター	〒183-8510 府中市本町4丁目2番地 東京国税局業務センター-武蔵府中分室	八王子、高橋、武蔵府中、町田、日野	八王子、武蔵野、高橋、武蔵府中 町田、日野、練、練馬區、厚木、大和
	東京国税局業務センター 甲府分室	東京国税局 甲府業務センター	〒400-8541 甲府市内の内1丁目1番18号 甲府合同庁舎 東京国税局業務センター-甲府分室	甲府、山梨、大月、御沢	甲府、山梨、大月、御沢
	東京国税局業務センター 横浜南分室	東京国税局 横浜南業務センター	〒226-8551 横浜市中区浜木3丁目2番9号 東京国税局業務センター-横浜南分室	鶴見、横浜中、泉土ヶ谷、横浜南、戸塚	鶴見、横浜中、泉土ヶ谷、横浜南、横浜北、戸塚、横浜西
神奈川県	東京国税局業務センター 川崎南分室	東京国税局 川崎南業務センター	〒210-8606 川崎市川崎区榎町3番18 東京国税局業務センター-川崎南分室	川崎南、川崎北、川崎西	川崎南、川崎北、川崎西
	東京国税局業務センター 平塚分室	東京国税局 平塚業務センター	〒254-8534 平塚市本町9番1号 東京国税局業務センター-平塚分室	平塚、鎌倉、藤沢、小田原	平塚、鎌倉、藤沢、小田原
	東京国税局業務センター 千葉西分室	東京国税局 千葉西業務センター	〒262-8507 千葉市花見川区武石町1丁目520番地 東京国税局業務センター-千葉西分室	千葉東、千葉南、千葉西、船子、市川、船橋 船山、木更津、松戸、佐原、茂原、成田、東金、旭	千葉東、千葉南、千葉西、船子、市川、船橋 船山、木更津、松戸、佐原、茂原、成田、東金、旭

※ 上欄太字は、令和8年7月10日より、新たに内部事務のセンター化の対象となる業務書や、新たに設置を予定している拠点を示します。